

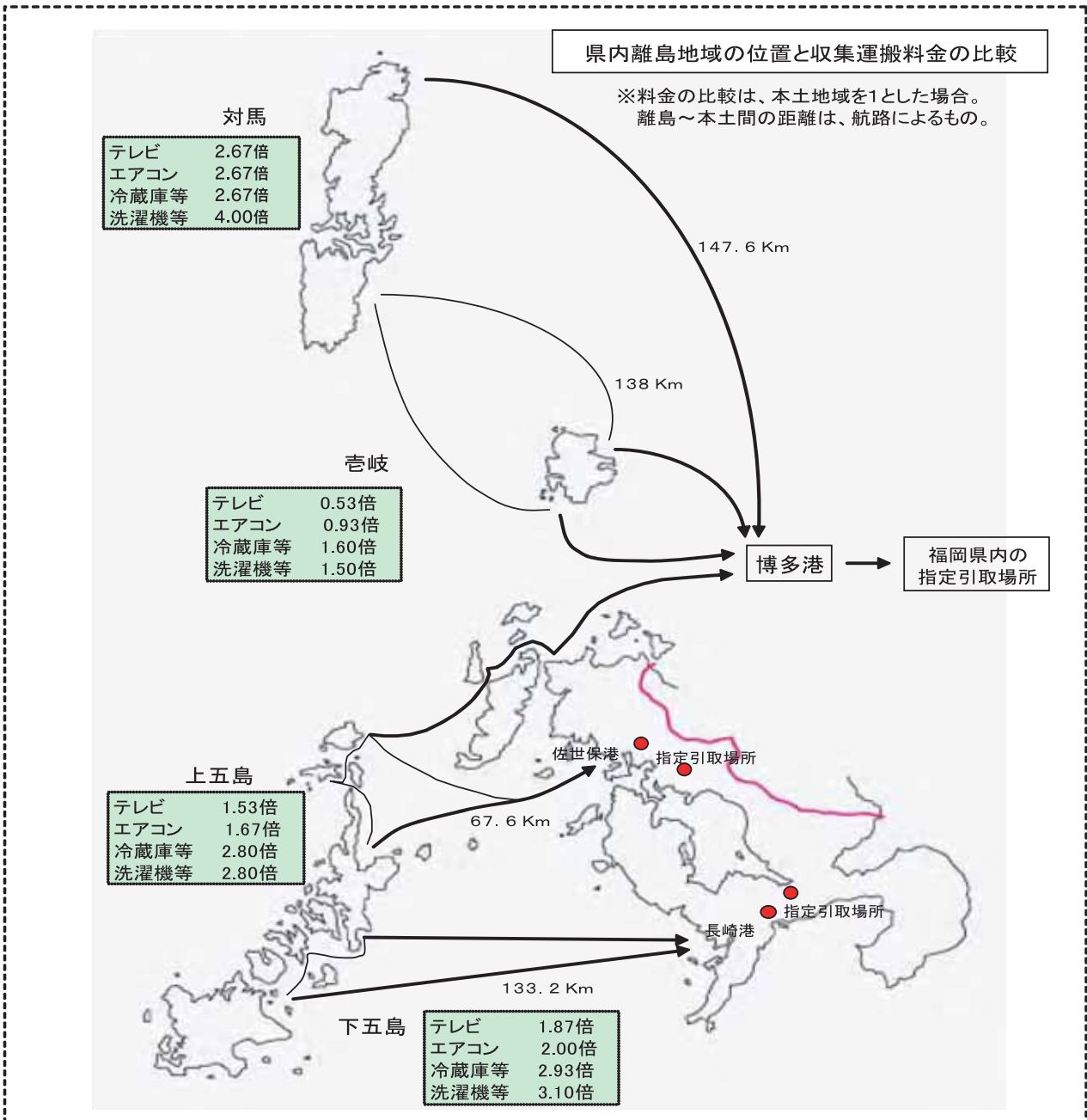
(環境優先の社会づくり推進プロジェクト)

# 56 家電リサイクル法の施行に伴う離島地域の収集運搬に係る費用負担の軽減等について

【経済産業省、環境省、国土交通省】

## 【提案・要望の具体的内容】

- 1 不法投棄防止及び離島地域の費用負担軽減を目的としたメーカー等による助成措置について、地域の実情に十分対応した利活用しやすい制度への見直しとその継続実施
- 2 廃家電適正処理の一層の推進を図るため、再商品化等料金の前払い方式の導入など必要な制度の見直し



## 【1について】

### ○不法投棄防止及び離島地域の費用負担軽減を目的としたメーカー等による助成措置とは

不法投棄対策に積極的な市町村及び離島独自のコスト要因である海上輸送コスト等について、収集運搬の効率化に努力している離島に対する助成措置として、各家電メーカーから要請を受けた財団法人家電製品協会が主体となり、平成21年度より「不法投棄未然防止事業協力」及び「離島対策事業協力」（支援措置）の助成措置が実施されています。

### ○地域の実情に十分対応した利活用しやすい制度への見直しとは

この制度は、申請が市町村に限られており、また事業実施年度の期間が市町村の会計年度と異なるなど、利用上支障となる点があります。そこで、制度の活用を一層促進するため、事業の実施対象者を市町村以外にも拡大すること及び事業年度の期間の見直しを望みます。

### ○その継続実施とは

財団法人家電製品協会の助成措置については、当初、実施期間が平成21年度から3年間とされていることから、制度の長期継続実施を望みます。

## 【2について】

### ○再商品化等料金の前払い方式の導入とは

現行では再商品化等料金について、廃棄物として排出される際に支払う方式（後払方式）となっており、排出時における消費者の負担感から家電リサイクル法に基づく適正な処理が行われないことが懸念されます。そこで、家電リサイクル法の対象となる家電製品の販売価格に、あらかじめ回収やリサイクルにかかる費用を含める方式（前払方式）とすることを望みます。

### ○必要な制度の見直しとは

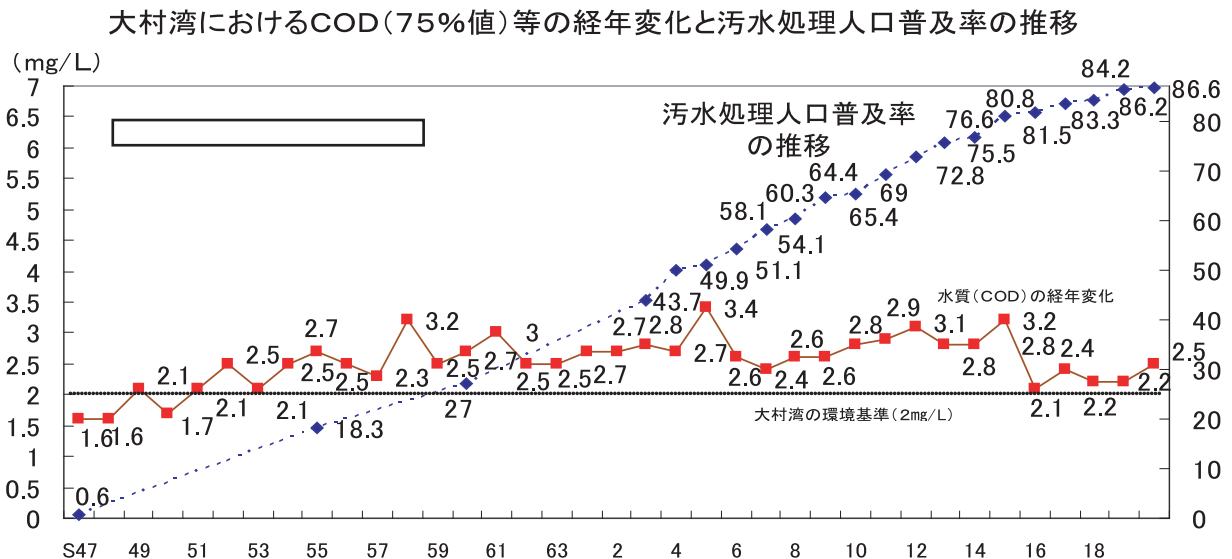
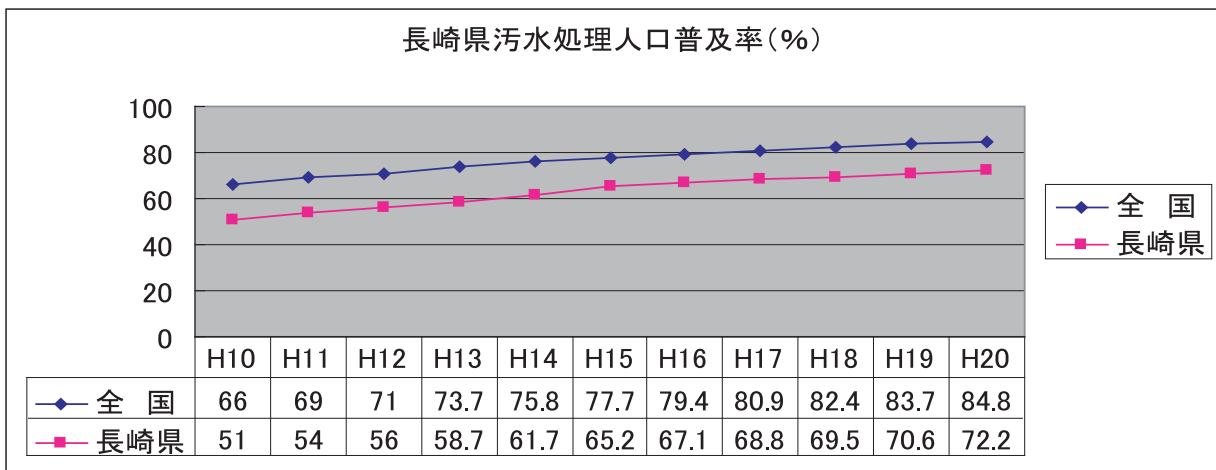
現行の後払い方式を、前払い方式に見直すことにより、リサイクルの推進や排出時の不法投棄防止が期待されます。

# 57 水環境対策の推進について

【国土交通省、環境省、農林水産省、厚生労働省】

## 【提案・要望の具体的内容】

- 1 硝酸性窒素による地下水汚染対策の強化及び財政支援
- 2 公共下水道をはじめとした污水处理施設の整備促進のための財源確保と離島地域の交付率の嵩上げ
- 3 閉鎖性水域である大村湾の水質保全を図るための特別措置法（「中小閉鎖性海域環境保全特別措置法（仮称）」）の制定並びに十分な財源確保



## 【1 硝酸性窒素による地下水汚染について】

### ○地下水汚染対策の強化とは

地下水汚染の主な要因と考えられる家畜排せつ物や農地への施肥、生活排水について、環境の視点から法的な規制を強化することや安価で新しい窒素低減技術開発の実用化を進めることを望みます。（畜産系の排水処理施設の義務付けや排出基準をさらに低く設定すること。浄化槽設置においては、窒素を低濃度まで削減する高度処理型浄化槽の設置を法律で義務付けることなど）

### ○地下水汚染対策への財政支援とは

浄化槽設置に係る交付金の国の負担割合の向上（ $1/3 \rightarrow 1/2$ ）や畜産農家へのふん尿処理施設導入及び水道事業者が実施している対策（窒素除去装置や希釈に係る導水施設など）への財政支援を強く望みます。

## 【2 公共下水道をはじめとした汚水処理施設の整備促進について】

### ○整備促進のための財源確保とは

平成20年度末現在の本県の汚水処理人口普及率（72.2%）は、全国平均（84.8%）に比べ大変低く、全国順位は33位であります。生活環境の改善や公共用水域の水質保全のためには、公共下水道、農業・漁業集落排水、浄化槽等の整備をさらに促進する必要があり、市町要望額の100%になるようにこれらの財源を確保していただくことを望みます。

### ○離島地域の交付率の嵩上げとは

平成20年度末現在の離島地域の汚水処理人口普及率は31.0%と、本土地域の76.9%に比較し大きく遅れている現状にあります。このため、財政力の弱い離島市町において汚水処理施設の整備促進が図られるように、国費の交付率の嵩上げをしていただくことを望みます。

事業名		交付率	
		現 在	要 望
下水道	管 渠	1/2	5.5/10
	処理場	1/2、5.5/10	5.5/10、6/10

## 【3 大村湾の水質保全について】

### ○中小閉鎖性海域環境保全特別措置法（仮称）の制定とは

大村湾については、厳しい排水基準の設定、県平均を大きく上回る汚水処理施設の整備等により環境保全に努めているところですが、超閉鎖性水域であるため、水質改善には大きな負担が必要です。かつて瀬戸内海環境保全特別措置法が制定され浄化対策が進んだように、環境保全事業を促進するための国の財政支援が可能となる大村湾を対象とした「中小閉鎖性海域環境保全特別措置法（仮称）」の制定を望みます。

### ○十分な財源確保とは

大村湾の水質改善を図るため、沿岸の公共下水道、農業・漁業集落排水事業及び浄化槽整備事業、流入河川・海岸の改修事業、港湾海岸保全事業等の各種対策事業について、十分な財源を確保していただくことを望みます。また、特別措置法を制定し、各事業に離島振興法と同様の高率補助を適用していただくことを望みます。

## 58 光化学スモッグ(高濃度の光化学オキシダント)の原因究明及び対策強化について

【環境省】

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 大陸からの汚染物質の移流状況に関する測定体制の整備、発生メカニズムの解明など早急な汚染原因の究明
- 2 国際的な対応を視野に入れた光化学オキシダント対策の実施

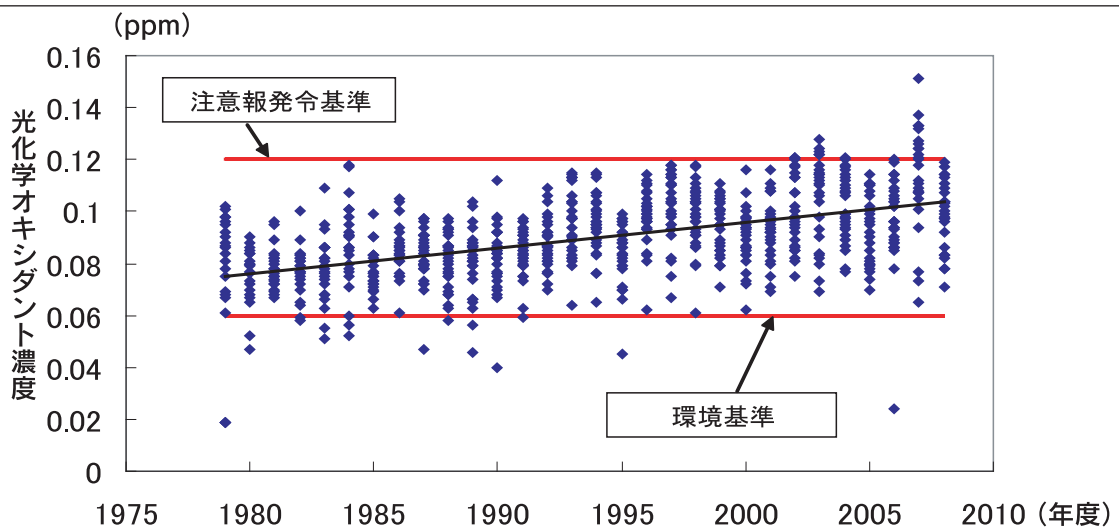


図-1 県内観測地点におけるオキシダントの年間最高値の経年変化・観測以来、徐々に上昇している。

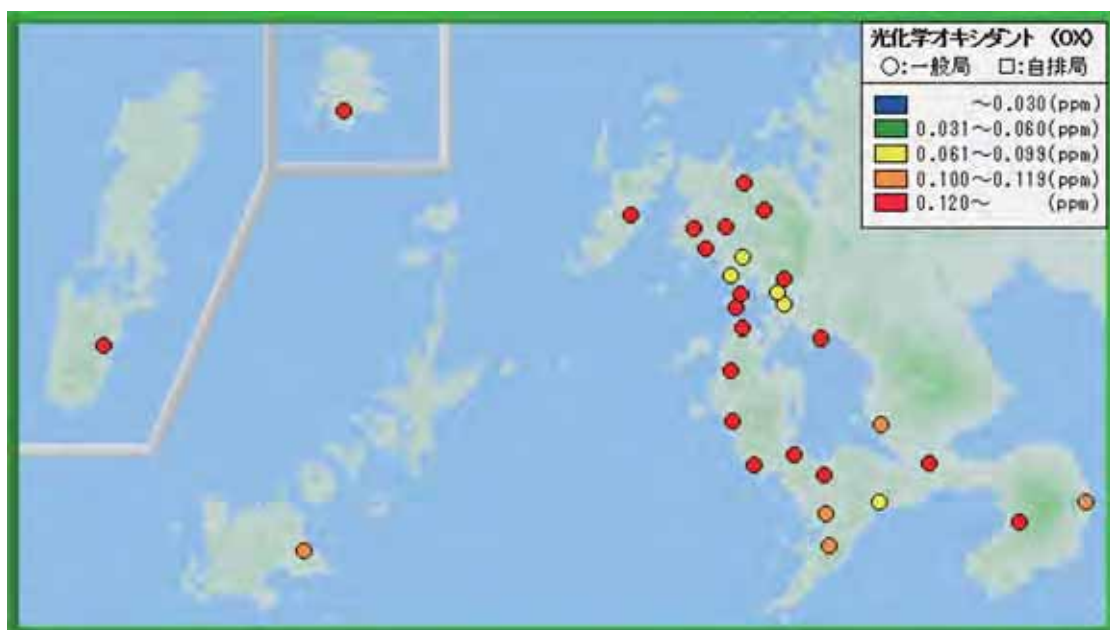


図-2 オキシダント注意報発令時の状況(2009 5月8日)  
 ・発令市町数：10市8町 最高濃度：0.14ppm  
 ・翌日も4市4町で連続発令

**【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。**

近年、本県をはじめ北部九州を中心とする広い地域で光化学スモッグ（高濃度の光化学オキシダント：構成物質のほとんどは酸化力の強いオゾン）が観測されており、注意報を発令する事態がしばしば起こっています。

本現象については、上空オゾン層から地上へオゾンが降下することによる影響と併せて、気象条件によっては、大陸から移流してくる汚染物質がその要因の1つと指摘されています。このため、進展著しい東アジア地域での産業経済活動を考慮すると、同地域での大気汚染の進行が心配され、環境濃度の推移によっては、今後、注意報を発令する事態が長期に継続し、ひいては生活環境や人の健康へ影響することも懸念されます。特に本県は大陸と最も近く、その影響を最も受けやすいことから、オキシダント対策は喫緊の課題となっています。

本県のオキシダント濃度は図-1に示すとおり徐々に上昇し、近年の注意報発令状況は以下のとおりとなっており、広域化の傾向がみられます。

- ・平成18年度（2006） 5月30日
- ・平成19年度（2007） 4月27日、5月8日、5月27日
- ・平成21年度（2009） 5月8日、5月9日  
（図-2のとおりほぼ全県的に高濃度、史上初の連日の注意報発令）
- ・平成22年度（2010） 5月8日

**【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。**

- ・ 本県の離島部をはじめ、工場・事業場の立地が少ない地域や一般に濃度が下がるといわれる夜間に、高濃度の光化学オキシダントが観測されています。
- ・ これらの発生原因は、上空のオゾン層からのオゾンの降下や大陸からの移流による影響も示唆されていることから、本県のみでの対応では限界があり、国際的な対応を視野に入れた対策が必要と考えます。

**【3】本県が望むことは以下のとおりです。**

- ・ 既に大陸からの汚染物質の移流状況に関する測定体制については国により、五島、対馬にオゾン計が整備されていますが、更に、発生メカニズムの解明などに貢献する測定体制・測定項目の整備や早急な汚染原因の究明を望みます。
- ・ 大陸からの移流による越境汚染も考えられることから、現在取り組まれている日中韓間三カ国環境大臣会合の合意に基づく研究協力などを推進され、更なる国際的な対応を視野に入れた光化学オキシダント対策の実施を望みます。

**【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。**

- ・ 測定体制の強化により、よりの確で迅速な対応（注意報発令、健康被害の防止等）が図れます。
- ・ 発生原因が究明され、効果的なオキシダント削減対策が実施されることにより、県民の光化学オキシダントによる健康等への影響が減少します。





(すこやか子ども育成プロジェクト)

## 59 義務教育にかかる確実な財源保障について

【文部科学省】

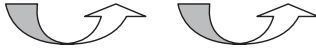
### 【提案・要望の具体的内容】

義務教育への財源措置については、教育水準に地域間格差が生じないように、義務教育費国庫負担金とともに、地方交付税による調整機能も含め、国において確実に必要な財源が確保されること

○義務教育費国庫負担金決算額の推移（非常勤講師報酬分を含む）

（単位：百万円）

区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21当初	H22当初
義務教育費	34,716	28,993	24,035	24,033	23,893	23,766	23,086
公立養護学校費	1,612	1,273					
計	36,328	30,266	24,035	24,033	23,893	23,766	23,086

  
 △60億円    △62億円



全国で8,500億円の減額  
 方針が示され、そのうち  
 4,250億円をH17で減額

国庫負担割合  
 1/2→1/3

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

離島や過疎地域のへき地学校が、県全体の3分の1を占める本県においては、義務教育費国庫負担制度により、離島等に住んでいても、国が保障する一定の教育水準が保たれています。

国においては、政府の行政刷新会議による事業仕分け結果を踏まえて、国と地方の役割分担の抜本的見直しを行うこととされておりますが、見直しにあたっては「教育の機会均等・教育水準の維持向上」が確保できるよう、引き続き国による確実な財源保障が行われる必要があります。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

- ・ いわゆる「三位一体の改革」により、平成18年度から国庫負担の割合が2分の1から3分の1に引き下げられています。
- ・ 国による国庫負担金とともに地方交付税の財源調整機能も含めた確実な財源措置が行われなければ、都道府県の財政力格差により、教育水準に格差が生じることとなります。
- ・ 平成21年11月の政府の行政刷新会議による事業仕分けでは、国と地方の役割分担（責任と負担のあり方）についての抜本的な見直しが必要であるという評価がなされました。
- ・ 今後の学級編制及び教職員定数の改善については、関係団体や有識者等の意見を踏まえ、平成23年度概算要求までに検討結果をとりまとめるとしており、その財源については、国において確実に措置されることが必要です。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

離島やへき地学校を多く有する本県においては、現在国庫負担金及び地方交付税により、約96%の財源が確保されており、国が保障する一定の教育水準が保たれています。

教育水準に地域間格差が生じないよう、国庫負担金とともに地方交付税の財源調整機能も含め、引き続き国において確実な財源保障がなされることを望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

県内どこに住んでいても、憲法上の要請に基づく「教育の機会均等・教育水準の維持向上」が確保されます。

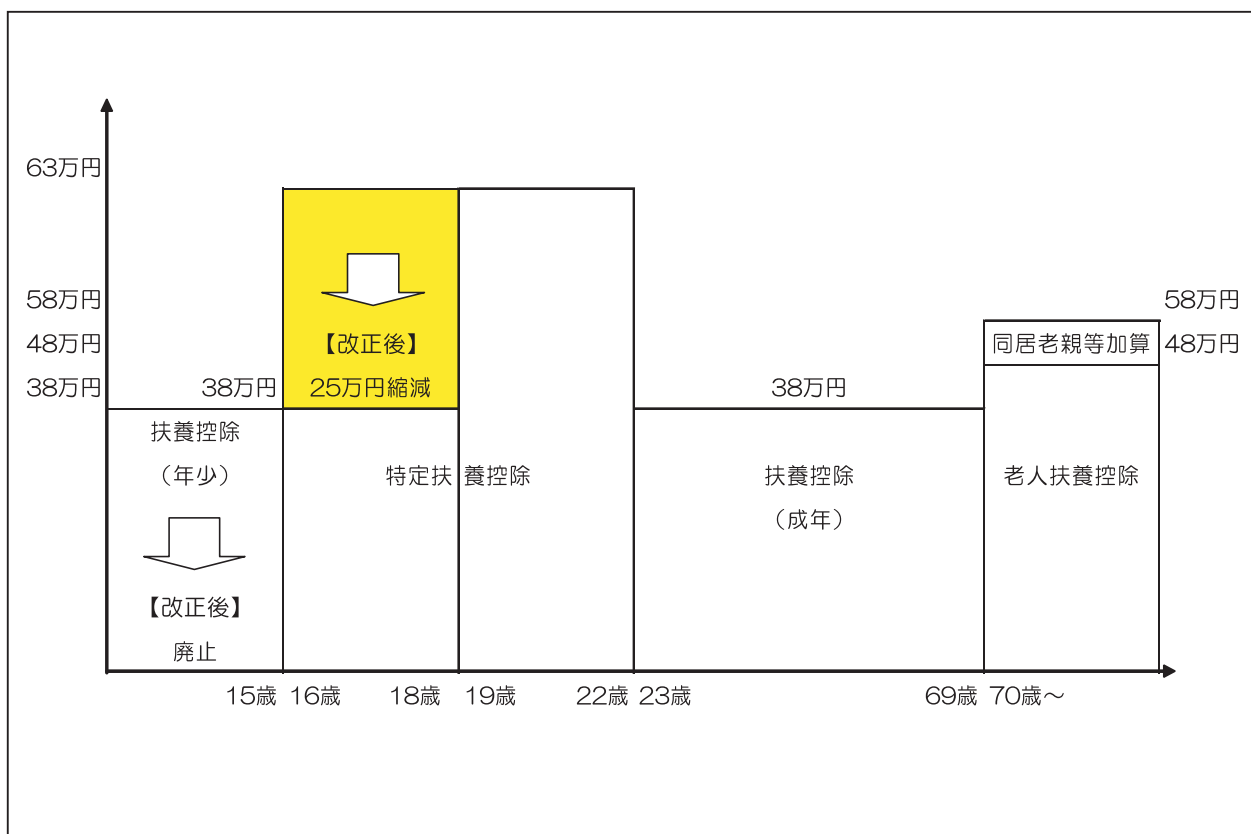
## 60 特定扶養控除制度縮減による経済的負担増加の是正について

【文部科学省、総務省】

### 【提案・要望の具体的内容】

公立高校の授業料無償化に伴い、平成23年1月から、法改正により16歳から18歳までの特定扶養親族に対する「扶養控除の上乗せ分」を廃止することとなっているが、現行よりも負担増となる世帯が生じないように制度の見直しを講じること

### ■特定扶養控除の見直し



**【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。**

公立高校の授業料無償化における県立高校の取組については、平成22年3月議会において、授業料の徴収を規定している「県立高等学校等条例（昭和39年長崎県条例第48号）」を改正し、県立高校の授業料を徴収しないこととしています。

公立高校の授業料無償化に伴い、平成23年1月から、16歳から18歳までの特定扶養親族に対する「扶養控除の上乗せ分」を廃止することとしていますが、現行より負担増となる家庭が生じる場合があります。

○県立高校授業料年額

- ・全日制 118,800円
- ・定時制 32,400円

**【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。**

・16歳から18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分（25万円）が廃止  
→公立の全日制高等学校に通う生徒の家庭については、増税分よりも授業料無償化の便益が上回ります。ただし、授業料が低廉な定時制・通信制及び授業料の負担がない特別支援学校高等部の生徒がいる家庭については、授業料無償化による便益よりも増税分が上回ります。

**【3】本県が望むことは以下のとおりです。**

公立高校の授業料無償化は、本来家庭の教育費負担を軽減するための制度であるので、この制度の財源確保のために、特定扶養控除制度が縮減され、家庭の教育費負担がこれまで以上に増加しないよう、制度の一部見直しを望みます。

**【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。**

税控除の見直しにより、授業料の額が低廉な世帯で所得の状況により、授業料の負担がなくなることによる便益を、増税による負担が上回るといった不均衡が回避されます。

# 61 私学助成の充実強化について

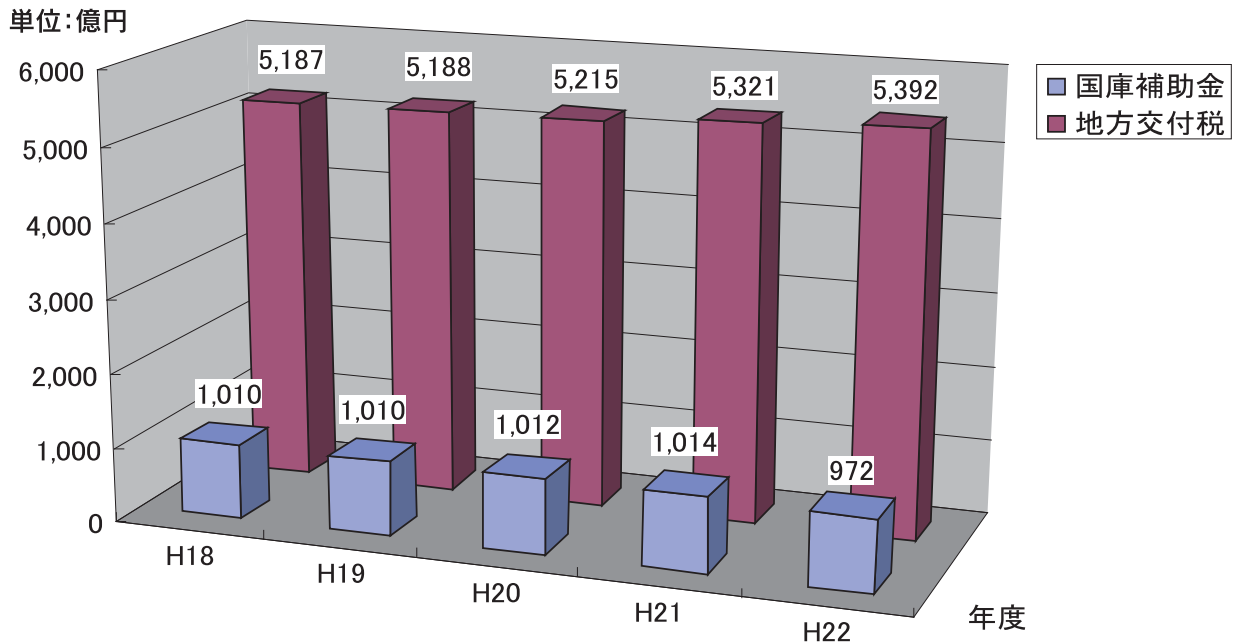
【文部科学省、総務省】

## 【提案・要望の具体的内容】

私立小中高等学校及び私立幼稚園の健全な経営と公私間格差の是正、保護者負担の軽減を促進するため、さらなる財政支援を図ること

- (1) 「私立高等学校等経常費助成費補助金」の拡充を図ること
- (2) 私学振興のため、地方交付税措置の充実を図ること
- (3) 経営基盤が脆弱で歴史のある小規模な私立高校に対し、地域の実情に応じた補助金の特別加算措置を設けること

私立高等学校等の経常費助成に係る財源総額の推移



国の生徒一人当たり補助単価の推移

(単位:円)

区分	H18	H19	H20	H21	H22	
高校	国庫補助金	51,360	51,960	52,325	52,743	52,743
	地方交付税	240,100	241,600	242,800	248,200	253,400
	計	291,460	293,560	295,125	300,943	306,143
中学校	国庫補助金	45,273	45,546	45,726	45,772	45,772
	地方交付税	239,200	240,900	242,300	247,900	253,100
	計	284,473	286,446	288,026	293,672	298,872
小学校	国庫補助金	43,638	43,898	44,072	44,116	44,116
	地方交付税	239,200	240,900	242,300	247,900	253,100
	計	282,838	284,798	286,372	292,016	297,216
幼稚園	国庫補助金	21,994	22,252	22,408	22,587	22,587
	地方交付税	136,200	138,400	140,200	144,400	146,800
	計	158,194	160,652	162,608	166,987	169,387

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

- ・ 私立学校は、公立学校とともに国民の教育を受ける権利を保障し、憲法第26条に定める教育の機会均等を実現するうえで、大きな役割を果たしています。特に本県の場合は高校生の3割、幼稚園児の8割が私学に通学・通園しており、建学の精神に基づいた特色ある教育を通じて、本県教育の振興に大きな役割を担っています。
- ・ 平成20年1月に閣議決定された教育振興基本計画の中にも私学の保護者の経済的負担軽減と教育環境の向上など、私学助成を含めた私学振興策が盛り込まれています。
- ・ しかし、少子化の進行や長引く景気の低迷など、私学を取り巻く環境は厳しい状況にあり、私学の経営基盤は深刻な危機に直面しています。
- ・ また、平成22年4月より施行された公立高等学校に係る授業料の不徴収に伴い、私立高等学校等については高等学校等就学支援金が措置されましたが、公私間の保護者負担格差が依然として残っており、私立学校の教育条件の維持向上のためには、私学助成全体の底上げを図る必要があります。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

◆私立高等学校等経常費助成費補助金の交付方法

- ・ 国から交付される国庫補助金は、各都道府県の生徒一人当たり補助単価に定員内実員を乗じた額に、圧縮率（国庫補助総額に対する各都道府県の補助総額の割合）を乗じた額とされており、国の予算積算単価（国庫補助単価）がそのまま適用されません。
- ・ 圧縮率は全国の補助総額に左右されるため、県単独予算で一人当たり補助単価を引き上げても、直ちに国庫補助金の増額交付につながるとは限りません。
- ・ 私立学校への経常費補助金を底上げするには、国庫補助総額の増額が必要です。

◆地域の実情に応じた助成の加算措置について

- ・ 長崎県の私立小・中・高等学校は、半数以上が戦後間もない昭和20年代に設立されており、歴史的に古い学校が多いという特徴があります。他方で、学校施設の老朽化が著しく進んだものが多く、維持補修に多額の経費を必要としています。
- ・ 長崎県の私立高校22校の1校当たり平均生徒数は594人で、九州で2番目に小さい規模です。また、生徒数500人以下が全体の36%を占めており、100人未満の小規模校が3校と九州で最も多くなっています。
- ・ 本県は地理的に半島地域が多く、また公共交通機関が整っていない地区が多いため、経営が厳しい中で独自にスクールバスを運行するなど、都市部に比べ生徒確保に苦慮している状況にあります。
- ・ 小規模校は、学校収入に対する運営経費の比率が高くなるため、財政基盤も脆弱ですが、公教育の重要な役割を担っており、教育環境を維持するための十分な支援が必要です。しかし、小規模校の割合が高い本県では、県独自に助成を拡充することは財政的に困難です。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- ・ 私立高等学校等経常費助成費補助金の増額を望みます。
- ・ 私立高等学校等の経常費助成に係る地方交付税の交付単価の増額を望みます。
- ・ 歴史的に古い学校や小規模な私立高校が多いという本県の実情に配慮し、これらの私立学校への支援を拡充できるよう、国庫補助金の特別加算配分を行うなど、助成制度の拡充を望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- ・ 私学助成費を増額させることで私立学校の経営状況を改善し、学校の規模にかかわらず、教育環境の向上をはじめ教員の資質や数を充実することができます。
- ・ 私立学校の財政基盤を強固にすることで、耐震化などへの学校施設・設備整備を促進することができます。
- ・ 授業料値上げが抑制され、保護者の経済的負担軽減につなげることができます。

## 62 少子化対策について

【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 地域の実情に応じた子育て支援の推進のため、
  - (1) 安心こども基金事業については、基金を最大限に活用し、地域の実情に応じた多様な子育て支援等に対応できるよう、地方自治体の裁量を広く認めるとともに、基金事業期間の延長または平成23年度以降の継続的な財政措置を講じること
  - (2) 認定こども園については、認可外の事業分野についても、恒久的な財政措置を講じること
  - (3) 放課後児童クラブについては、質の高い環境づくりとあわせ、離島・過疎地域においてニーズが高い小規模クラブの確保のため、財政措置を拡充すること
  - (4) 地域子育て支援拠点については、人口が減少している地域にも効率的に設置できるように子育て中の親子だけでなく、障害のある人や高齢者もともに活用できるような制度を創設すること
- 2 平成20年度第二次補正予算で、平成22年度までの時限措置として設けられた妊婦健康診査14回の公費負担について、平成23年度以降の財源確保とその方針を早期に決定すること
- 3 乳幼児に係る医療保険制度における就学前までの一部負担金を無料にすること。また、これが実現するまでの間、地方単独乳幼児医療費助成を現物給付する場合の国民健康保険における国庫支出金の減額措置を廃止すること

#### 安心こども基金の概要

事業期間：22年度まで

単位：千円

	基金配分額	平成21年度決算		H22当初		こども基金執行残(当初後)
			こども基金		こども基金	
保育サービス等の充実	2,150,275	429,010	425,635	808,835	791,392	872,687
		21,410	21,236	39,750	39,325	
地域子育て創生事業	709,884	77,212	77,206	271,397	271,397	361,281
社会的養護の充実	249,856	98,426	50,076	32,853	16,770	183,010
母子家庭等対策(~H26)	598,486	29,711	26,473	174,953	166,588	405,425
事務費含む計	3,713,501	658,269	601,876	1,330,287	1,286,722	1,824,903

○認定こども園 H22.4.1認定数37か所

○基金事業による保育所施設整備 H21年度13カ所(繰越4件含む)

#### 放課後児童クラブ

年度	17	18	19	20	21
国庫補助*1	123	130	149	155	166
県単独*2	2	8	5	9	9

\*1 長崎市を除く

\*2 H18年度から、児童数5~9人のクラブも対象

#### 地域子育て支援拠点

平成21年度	実施か所*
ひろば型	21 か所
センター型	35 か所
小規模型	26 か所
児童館型	1 か所
	83 か所

\*長崎市を除く

#### 乳幼児医療費助成

近隣県の状況 (H22. 4. 1現在)

県名	給付対象		自己負担額	所得制限		
	入院	通院		有	無	内容
福岡県	就学前まで		(3歳未満) 無料 (3歳以上) 通院600円/月 入院500円/日 (月7日上限)	3歳以上 ●		児童手当の所得制限と同じ
佐賀県	就学前まで	3歳未満児	1レセプト300円(3歳未満) 自己負担1/2 (3歳以上)		●	
熊本県	4歳未満児		1月3,000円 (市町村民税非課税世帯入院2,040円・通院1,020円)	●		児童手当の所得制限と同じ
長崎県	就学前まで		800円/日、1,600円/月 (上限)		●	



## 【1 地域の実情に応じた子育て支援の推進について】

### ◆安心こども基金事業

#### ○基金の最大限活用とは

安心こども基金事業の事業実施期限は平成22年度までとなっており、保育所緊急整備事業においては、市町が大幅な増額予算を確保することが困難であり、基金の活用が十分ではありません。基金を最大限に活用するために、実施期限の延長を望みます。

#### ○実情に応じた多様な子育て支援等に対応とは

厳しい地方財政のなか、市町が、単年度ではなく複数年度の財源を見通し、保育所整備や保育サービスなど地域の実情に応じた多様な子育て支援等を計画的に実施できるような仕組みとなることを望みます。

#### ○地方自治体の裁量を広く認めるとは

地域子育て創生事業においては、既存事業について自治体の負担を軽減するための事業は対象外となっています。地方自治体が地域の実情に応じた多様な子育て支援等に対応できるよう、地方自治体の裁量を広く認めることを望みます。

#### ○基金事業期間の延長または平成23年度以降の継続的な財政措置とは

保育所の整備や認定こども園の設置推進のためには継続的な財政支援が必要です。また、地域子育て創生事業が単年度で終了し、十分な事業効果が得られぬことのないよう、基金事業期間の延長または平成23年度以降の継続的な財政措置を望みます。

### ◆認定こども園

#### ○認可外の事業分野とは

認定こども園のうち、認可幼稚園が備える保育所的な機能、認可保育所が備える幼稚園的な機能、幼稚園と保育所のいずれの認可もない教育・保育施設が備える保育所的又は幼稚園的な機能については、通常の認可を受けていない事業分野であり、安心こども基金による事業以外は支援制度がありません。認定こども園については、認可外の機能部分にかかる事業分野を含めて支援の対象とすることを望みます。

#### ○恒久的な財政措置とは

安心こども基金事業の認定こども園事業費は、認可幼稚園が備える保育所的な機能、認可保育所が備える幼稚園的な機能にかかる事業を対象とする助成事業ですが、平成22年度が事業実施期限です。認定こども園の機能部分にかかる事業に対する恒久的な財源措置を望みます。

### ◆放課後児童クラブ

#### ○質の高い環境づくりとは

適正な規模（概ね40人程度）、生活の場としての機能や衛生・安全面が確保されるのに十分な施設・設備の確保などが全体的に不十分な状況にあり、子どもたちにとって質の高い環境を作ることが必要です。

#### ○離島・過疎地域においてニーズが高い小規模クラブとは

本県に多い離島・過疎地域では、少子高齢化の傾向が著しく、このような地域では、少人数を受け入れる放課後児童クラブのニーズが高く、その確保を図る必要があります。

#### ○財政措置の拡充とは

質の高い環境づくりを推進するためには、財政面の更なる充実が必要であり、補助額の増額及び国庫補助率の嵩上げを望みます。

また、10人未満の小規模クラブに係る運営費についても国庫補助の対象とし、財政措置を講じていただくことを望みます。

### ◆地域子育て支援拠点

#### ○人口が減少している地域への効率的な設置ができるような、障害のある人や高齢者もともに活用できるような制度の創設とは

地域子育て支援拠点事業は、例えば専門的な支援を行い、地域の支援活動の拠点となる「センター型」という地域子育て支援拠点では、基本的な事業の実施、従事者の複数配置、週5日・1日5時間以上開設など一定の要件を充足しなければ、国からの交付金が支給されません。

本県に多い離島・過疎地域等の人口減少地域では、このような要件を充足する必要はない小規模なもので地域のニーズに十分対応でき、きめ細かな子育て支援のためには、このような小規模な拠点設置を促進していく必要がありますが、国においては、小規模拠点への助成は将来的に行わない方針を取られています。

子育て支援拠点を人口減少地域に設置促進していくためには、子育て支援とともに障害者や高齢者への支援の機能も備えた複合的な施設の設置が財政的にも効率的です。

このため、国において、このような施設の設置、運営費に係る助成制度を創設されるよう提案いたします。

## 【2 妊婦健康診査14回の公費負担について】

### ○平成20年度第二次補正予算で、平成22年度までの時限措置として設けられたとは

妊婦健康診査の公費負担を5回から14回に増やすため、国はこれに要する経費を市町への交付税と、平成20年度に第二次補正予算で創設した妊婦健康診査臨時特例交付金を県に交付することで措置しました。いずれも平成22年度までの時限措置とされています。

### ○平成23年度以降の財源確保とその方針の早期決定とは

平成23年度以降も妊婦健診14回の公費負担を継続するためには、市町への財源措置の継続が必要となります。また、妊婦健診は、妊娠届を行った際に14回の受診票を交付する方法で行われており、今後、受診票の交付を受ける妊婦は、健診の受診時期が年度を超えてしまうことから、何らかの対応が必要となります。このため、事業を円滑に継続して実施するためには、財源確保とその方針を早期に示していただくことが望まれます。

## 【3 乳幼児に係る健康保険制度について】

### ○就学前までの一部負担金を無料にすることとは

0歳から小学校就学前の乳幼児の医療費については、健康保険の一部負担金が2割とされています。乳幼児の健康保持と子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、各都道府県では、この一部負担金を対象に助成を行っています。しかしながら、財政力などに差があることから助成の内容が各団体によって異なっています。本来医療については、全国どこに住んでいても、同じ条件で受けられるよう、健康保険の一部負担金を無料にすることを望みます。

### ○地方単独乳幼児医療費助成を現物給付する場合とは

乳幼児医療費の助成を保護者に支給するのではなく、健康保険の給付と同様に医療機関に直接支払う方法をいいます。

### ○国民健康保険における国庫支出金の減額措置の廃止とは

国民健康保険では、医療機関の窓口での支払い額が乳幼児医療費助成の現物給付導入により減額される場合には、医療機関への受診が増加（国保の負担額が増加）するとの考えから、国庫支出金が減額されるため、この減額措置の廃止を望みます。

# 長崎県の現況

## 1 人口

○平成17年国調人口 1,478,632人（平成17年国勢調査総務省発表確報値 [H18.8.16公表]）

○前回（平成12年）国調との対比

・減少数 全国第5位 減少率 全国第5位

○国勢調査人口の推移

（単位：人）

調査年	県計	指数
昭和35年	1,760,421	100
平成2年	1,562,959	89
平成7年	1,544,934	88
平成12年	1,516,523	86
平成17年	1,478,632	84

○離島の人口推移

（単位：人）

調査年	本土	指数	離島	指数
昭和35年	1,420,360	100	340,061	100
平成2年	1,366,619	96	196,340	58
平成7年	1,361,354	96	183,580	54
平成12年	1,344,638	95	171,885	51
平成17年	1,323,018	93	155,614	46

※各年の本土と離島の数値は、平成22年4月1日現在の離島振興法指定有人島の人口

## 2 県内総生産からみた産業構造の状況（平成19年度）

国と比べると、第1次、第3次産業の割合が高く、第2次産業が低い。

（単位：％）

	第1次産業	第2次産業		第3次産業
			うち製造業	
本県	2.9	19.6	14.6	80.8
国	1.5	26.1	19.9	74.6

国値：平成21年度版 国民経済計算年報（平成19年暦年値）

## 3 産業活動の状況

①県内総生産額 42,822億円（平成19年度、全国第33位）

②一人あたり県内総生産 2,946千円（平成19年度、全国第44位）

③一人あたり県民所得 2,191千円（平成19年度、全国第44位）

④産業別生産額

・観光消費額 2,508億円（平成20年）

・農業産出額 1,396億円（平成20年、全国第22位）

・海面漁業・養殖業生産額 1,026億円（平成20年、全国第2位）

・製造品出荷額等 18,234億円（平成20年、全国第39位）

⑤有効求人倍率 0.43倍（平成22年4月、全国0.48）

⑥誘致企業数の年度別推移

H6～H10	H11～H15	H16～H21						
			H16	H17	H18	H19	H20	H21
17	35	47	9	8	8	12	4	6

## 4 地域指定の状況（平成22年4月現在）

市町数	離島	過疎	半島	辺地
21	10	12	10	16

※しまの数 594（うち法指定有人島 54）

## 5 県財政の状況

	単位	平成20年度		
		長崎県	全国	順位
財政力指数		0.29637	0.52062	44
歳入に占める県税の構成比	％	18.0	32.1	43
歳入に占める交付税の構成比	％	31.7	23.3	11
自主財源比率	％	36.0	48.1	42
県民一人あたり県税	円	88,527	157,481	46
県民一人あたり地方債残高	円	766,772	631,293	20

## 6 市町村合併の状況

		H11.3.31現在	H22.3.31現在	減少率
市町村数	市	8	13	－
	町	70	8	－
	村	1	0	－
	計	79	21	73.4%
うち人口1万人未満		56	2	96.4%



遠く感じた街が近くになる  
そして新しい出会いが始まる。

# 九州新幹線西九州ルート

詳しくはHPをご覧ください！

長崎新幹線

検索

